

II 高年齢者労働移動支援コース

定年を控えた高年齢者等で、その知識経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。

対象となる措置

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の1の対象労働者を2の条件により雇い入れた場合に受給することができます。

1 対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、雇入れを行おうとする事業所以外の事業所（以下「移籍元事業所」という）に在籍する65歳未満の雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。以下同じ）です。

2 雇入れの条件

対象労働者を次の（1）～（4）のすべての条件によって雇い入れること

- （1）対象労働者が移籍元事業所の定年に達する日から起算して1年前の日から当該定年に達する日までの間または定年に達した日から改正前継続雇用制度（高年齢者雇用安定法附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に規定する制度をいう。）（※1）の対象となる高年齢者に係る基準に該当しないことによる離職の日までの間に、当該対象労働者との間で労働契約（採用内定を含む）を締結すること（※2）

※1 平成25年度の高年齢者雇用安定法改正前から継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けていた事業所において、老齢厚生年金の報酬比例部分の受給開始年齢（例えば平成26年度においては61歳となります）に到達した者に対して引き続き経過措置としてその基準を適用することができる仕組みをいいます。

※2 労働契約は、定年等に達する日までに締結する必要がありますが、定年退職等による離職の日からその労働契約に基づく実際の採用の日までに一定程度期間が空いても差し支えありません。

- （2）対象労働者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者（※3）の紹介により雇い入れること

※3 本助成金（コース）に係る取扱いを行うにあたって、職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している有料・無料職業紹介事業者に限ります。

- （3）雇い入れた対象労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること

注意

- 1 次のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

- （1）対象労働者と当該対象労働者を雇い入れる事業主（以下「雇入れ事業主」という）との間で、民間の職業紹介事業者による紹介を受ける前から雇用の内定（予約）があった場合
- （2）対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある場合
- （3）対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により、雇入れ事業主の事業所で就労したことがある場合
- （4）移籍元事業所が、雇入れ事業主と資本・資金・人事・取引等の面で密接な関係にある事業主である場合
- （5）対象労働者が、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益ま

たは違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合

- (6) 対象労働者に対して支払われるべき支給対象期中の賃金が、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払われていない場合
 - (7) 対象労働者が定年退職等後採用日までの間に失業等給付を受給した場合
- 2 対象労働者の雇入れ日の翌日から1年経過後までの間に、当該対象労働者を事業主都合により解雇（勸奨退職等を含む）した場合は不支給または返還となります。

対象となる事業主

本助成金（コース）を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット8～9ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- 1 上記「対象となる措置」の各要件を満たして雇い入れた対象労働者（以下「支給対象者」という）の出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、地域障害者職業センター雇用支援課等（都道府県高齢・障害者雇用支援センター）から提出を求められた場合にそれに応じること

注意

次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 支給対象者の雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年間を経過した日までの間に、雇入れ事業主が、その雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（勸奨退職等を含む）したことがある場合
- 2 支給対象者の雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年間を経過した日までの間に、雇入れ事業主が、その雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※4）により、当該雇入れ日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合

※4 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勸奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）をいいます。

- 3 支給対象者の雇入れの日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条（60歳定年）または第9条（高年齢者雇用確保措置）の違反がある場合

支給額

本助成金（コース）の支給額は、支給対象者1人につき70万円です。

ただし、短時間労働者（※5）として雇い入れる場合については40万円となります。

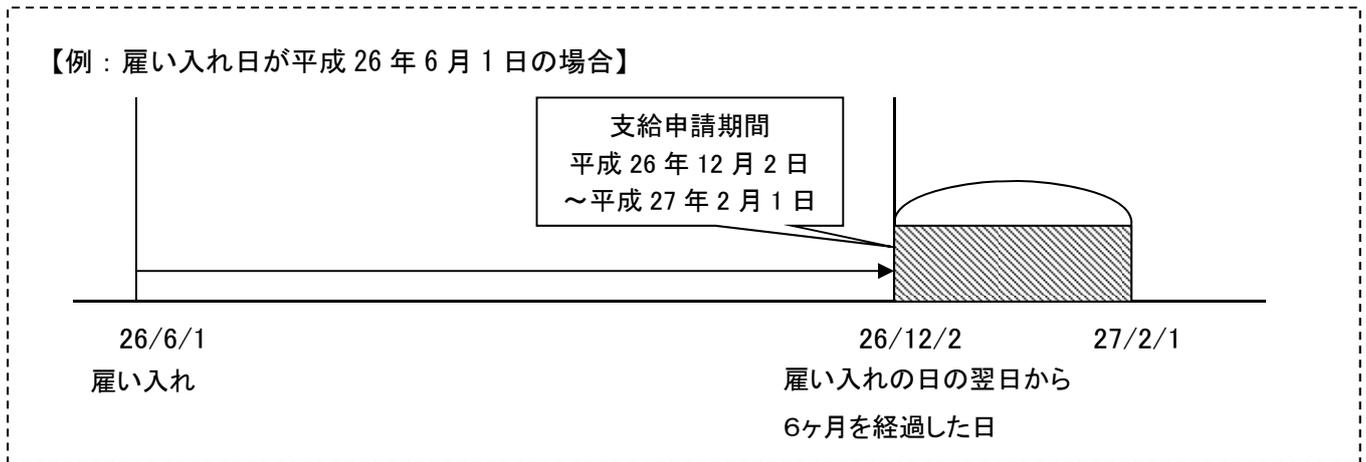
※5 一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

受給手続

本助成金（コース）を受給しようとする雇入れ事業主は、雇入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から2か月以内（支給申請期間）に、「高年齢者雇用安定助成金（高年齢者労働移動支援コース）支給申請書」に必要な書類を添えて（※6）、管轄の都道府県高齢・障害者雇用支援センターへ支給申請してください。

※6 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、都道府県高齢・障害者雇用支援センターへお問い合わせください。

(参考) 受給手続きの流れ



利用にあたっての注意点

- 1 本助成金（コース）の支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求められることがあります。
- 2 そのほか本助成金（コース）の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Fにご留意ください。
本助成金（コース）の要件や手続き等の詳細については、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構または都道府県高齢・障害者雇用支援センターへお問い合わせください。